

資 料 編

資料編 1 子どもと読書に関するアンケート調査について

調査の概要

本調査は「岩国市子どもの読書活動推進計画（第二次）」の策定に向け、子どもの読書環境の現状を把握することを目的として実施する。

1 保護者向け調査

（1）調査の目的

特に本と接する初期の段階である子どもたちに対し、各家庭での読み聞かせ等、周囲の大人からの働きかけの状況を把握するため。

（2）調査方法

保健センターでの幼児健診時、保護者に配布し、回収した。

（3）調査日

● 1歳6か月児健診時

（岩国保健センター）

平成21年7月8日（水）、22日（水）、8月19日（水）、26日（水）、
9月9日（水）、30日（水）、10月7日（水）、21日（水）

（玖珂保健センター）

平成21年10月29日（木）

● 3歳児健診時

（岩国保健センター）

平成21年7月9日（木）、23日（木）、8月20日（木）、27日（木）、
9月10日（木）、24日（木）、10月8日（木）、22日（木）

（玖珂保健センター）

平成21年9月17日（木）

（4）回答数 636人

【内訳】子どもの年齢：1歳児（307人）、2歳児（34人）、
3歳児（286人）、不明（9人）

子どもの性別：男（326人）、女（300人）、不明（10人）

2 幼稚園・保育所向け調査

(1) 調査の目的

幼稚園・保育所での蔵書冊数を把握するため。

幼稚園教諭・保育士による読み聞かせへの取組を把握するため。

(2) 調査方法

市内全幼稚園（24園）・保育所（31所）へ配布し、回収した。

(3) 調査期間

平成21年8月下旬から9月上旬まで

(4) 回答数

幼稚園 全24園中24園（100%）

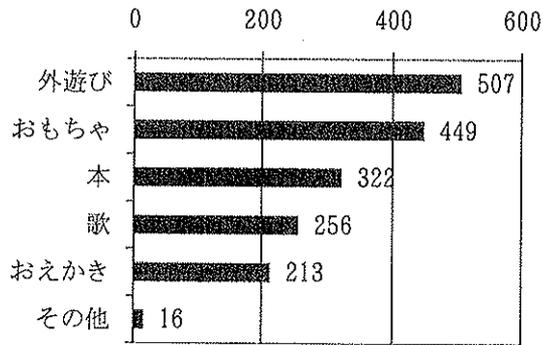
保育所 全31所中28所（90%）

調査結果

1 保護者向けアンケート結果

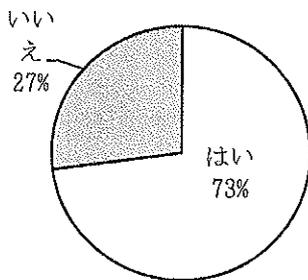
1 お子さんはどんな遊びが好きですか。(3つまで)

(人)					
外遊び	おもちゃ	本	歌	おえかき	その他
507	449	322	256	213	16



2 普段、お子さんへ読み聞かせをされていますか。

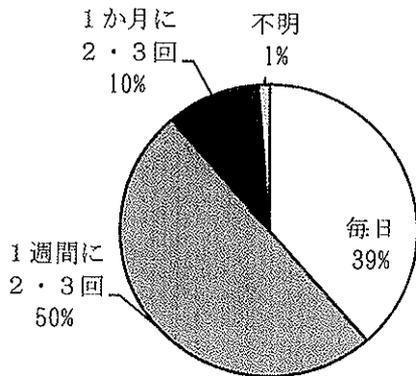
(人)	
はい	いいえ
463	173
↓	↓
2-1~4へ	2-5へ



「問2 普段、お子さんへ読み聞かせをされていますか。」で「はい」と答えた方

2-1 どのくらいの頻度でされていますか。

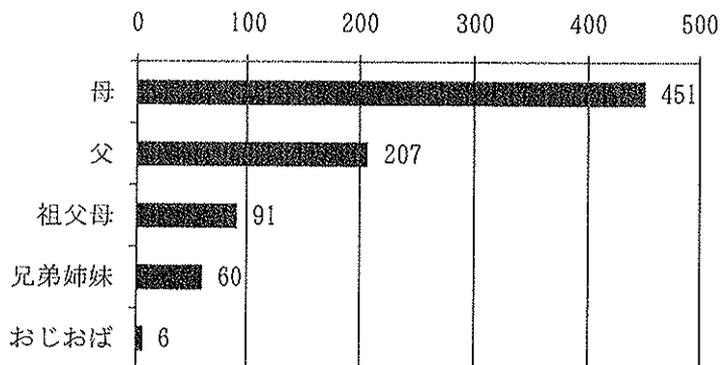
(人)			
毎日	1週間に2・3回	1か月に2・3回	不明
178	232	47	6



「問2 普段、お子さんへ読み聞かせをされていますか。」で「はい」と答えた方

2-2 家族のどなたがされていますか。(複数回答可)

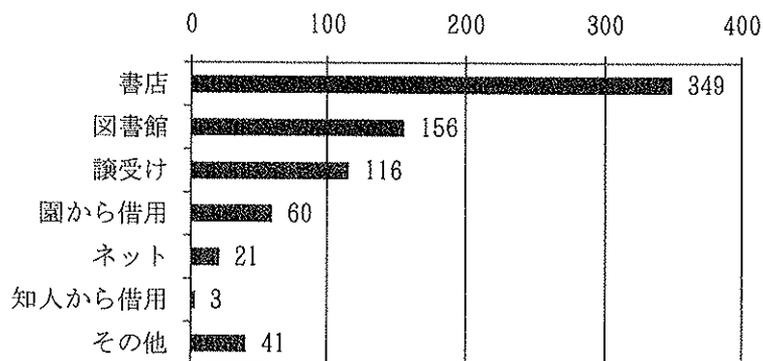
(人)				
母	父	祖父母	兄弟姉妹	おじおば
451	207	91	60	6



「問2 普段、お子さんへ読み聞かせをされていますか。」で「はい」と答えた方

2-3 読み聞かせ用の本はどこで入手しましたか。(複数回答可)

(人)						
書店	図書館	譲受け	園から借用	ネット	知人から借用	その他
349	156	116	60	21	3	41

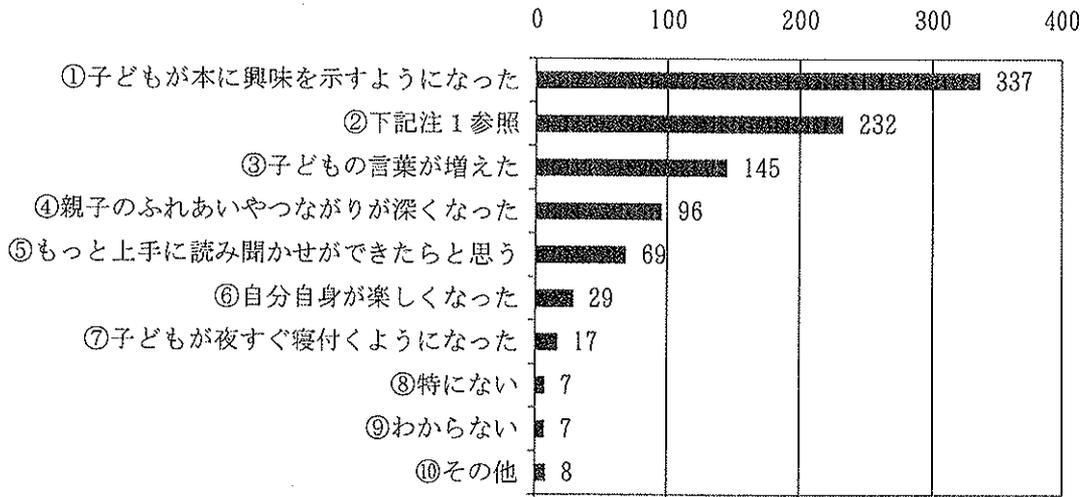


- その他・・・
- ・ 祖母が買ってくれる
 - ・ 自分が子どもの時の本
 - ・ 出産祝い
 - ・ 通信販売
 - ・ 定期購読
 - ・ 保育園から購入
 - 他

「問2 普段、お子さんへ読み聞かせをされていますか。」で「はい」と答えた方

2 - 4 子どもへ読み聞かせをしてみてどのように感じましたか。(複数回答可)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
337	232	145	96	69	29	17
⑧	⑨	⑩				
7	7	8				



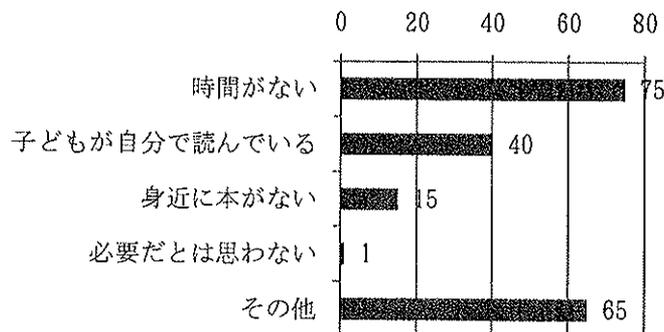
注1 ②子どもが本の登場人物・生き物・物などに興味を持つようになった

- その他・・・
- ・絵本を通して自分の気付いてない部分を知った
 - ・すぐ飽きる
 - ・父親が育児に参加する機会が増えたように思う
 - ・大人も考えさせられる絵本があることを知りました
 - ・自ら声を出して読むようになった
 - ・昼と夜、本を読まない寝ない
- 他

「問2 普段、お子さんへ読み聞かせをされていますか。」で「いいえ」と答えた方

2 - 5 その理由を教えてください。(複数回答可)

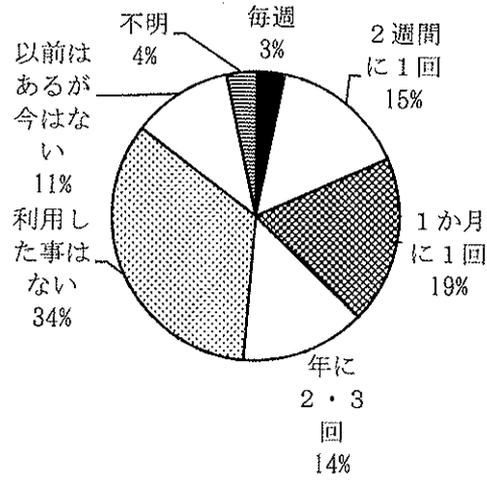
時間がない	子どもが自分で読んでいる	身近に本がない	必要だとは思わない	その他
75	40	15	1	65



- その他・・・
- ・子どもが本を見てくれない、聞いてくれない
 - ・まだ興味がない様子
 - ・保育園では読んでいます
 - ・まだ早いかと思って・・・
 - ・本を破ってしまう
 - ・保育園で読んでいるから
 - ・体を使う遊びの方が好きだから
 - ・ゆとりが無い
- 他

3 図書館を利用されていますか。						
(人)						
毎週	2週間に1回	1か月に1回	年に2・3回	利用した事はない	以前はあるが今はない	不明
20	97	119	90	216	72	22

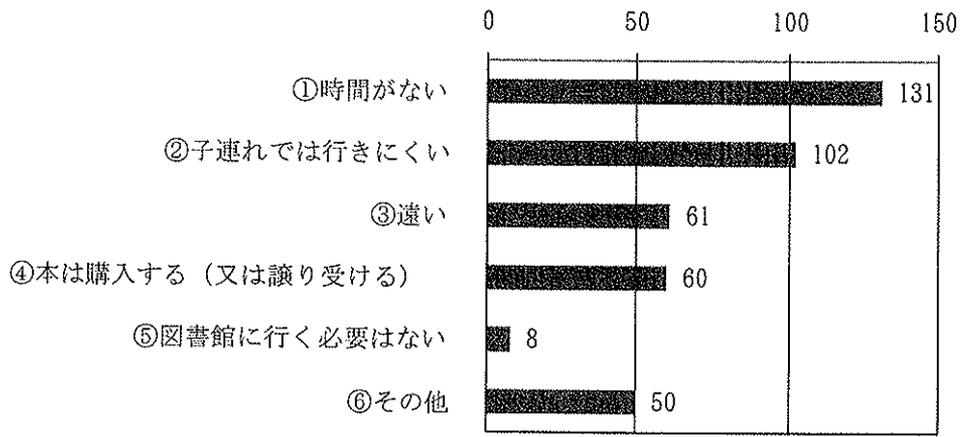
↓ 3 - 1へ ↓ 3 - 1へ



「問3 図書館を利用されていますか。」で「利用したことはない」または「以前はあるが今はない」と答えた方

3 - 1 利用されない理由を教えてください。(複数回答可)

(人)					
①	②	③	④	⑤	⑥
131	102	61	60	8	50



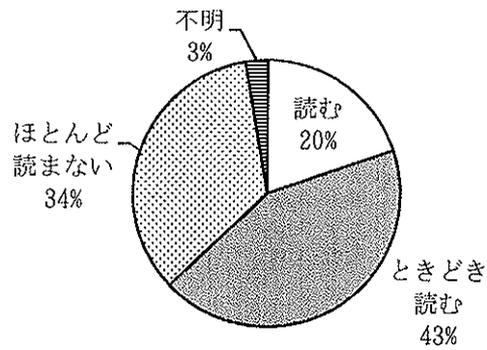
- その他・・・
- ・じっとしていないので、静かな所に連れて行きにくい
 - ・パソコンがあるので、それで情報収集ができる
 - ・古い本や破れていたりするので
 - ・行く習慣がない
 - ・子どもが騒ぐので迷惑になるから
 - ・車を運転しないので、なかなか行けない
 - ・引っ越してきたばかりなので

他

4 あなたは、普段本を読まれますか。

(人)

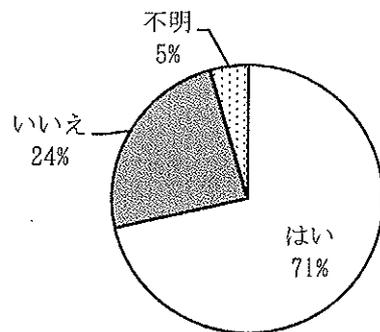
読む	ときどき読む	ほとんど読まない	不明
125	275	219	17



5 あなたは、小さい頃読み聞かせをしてもらったことがありますか。

(人)

はい	いいえ	不明
454	153	29



2 幼稚園・保育所向け調査結果

1	蔵書冊数（2009年8月～9月現在）
---	--------------------

	平均冊数	内 訳
絵本	971冊	80～3,000冊
その他の本	217冊	4～1,200冊

2	年間購入費（2008年度）	3	年間購入冊数（2008年度）
---	---------------	---	----------------

	平均	内 訳
購入費	43,867円	0～21万円
購入冊数	39冊	0～150冊

4	1日に1学級で、何冊くらいの絵本を子どもたちに読まれていますか。
---	----------------------------------

(園)

0～2 歳児	ほとんど読んでいない	0
	2～3冊	24
	4冊以上	11

(園)

年少組	ほとんど読んでいない	0
	2～3冊	44
	4冊以上	8

(園)

年中組	ほとんど読んでいない	0
	2～3冊	43
	4冊以上	8

(園)

年長組	ほとんど読んでいない	0
	2～3冊	42
	4冊以上	9

5 絵本はどんな時間に読まれていますか。(複数回答可)

		(件)	※その他
1位	朝の会や帰りの会	41	・バスを待つ間
2位	子どもが読んでほしいと言った時	31	・週2回、絵本の読み聞かせをしている
3位	昼食の前後	30	
4位	いつでも日常的に読んでいる	17	・いつでも読めるようにしている
	その他	8	

6 絵本の読み聞かせ以外に日常的にされているものがありますか？(複数回答可)

		(件)	※その他
1位	紙芝居	49	・ペープサート(紙人形劇)
2位	パネルシアター	27	・エプロンシアター
3位	わらべうた	21	(エプロンを使った人形劇)
4位	語り(素ばなし)	13	・手あそび
5位	人形劇	11	・リトミック(音楽教育の手法の1つ)
	その他	14	・歌 ・瞑想 ・朗読(昔話)・まねっこ

7 園で人気のある絵本を教えてください。

38 ページを参照

8 園の本の貸出はされていますか。

		(件)
貸出をしている		27
貸出はしていない		25

9 読み聞かせの時には、特にどんな本を意識して選んでいますか。(複数回答可)

		(件)
1位	昔話	30
2位	子どもが選んだ本	29
3位	ロングセラーの本	26
4位	人気の作家・シリーズ	22
5位	園児参加型の本	16
6位	新刊	14
	その他	16

※その他

- ・その日の保育のねらいや主題のもの
- ・年齢にあったもの
- ・季節にあった本
- ・行事などにあったものを意識している
- ・基本的生活習慣的なもの
- ・保育士が意図的に選んだ本（年齢別）
- ・担任の狙いに基づいて
- ・子どもの現状にあった本
- ・保育士の好きな本
- ・ジャンルにこだわらず、色々な本を

10 園でテレビ・ビデオ・DVD等の映像を見せていますか。

(件)

1位	見せていない	18
2位	毎日	15
3位	週に数回程度	12
4位	月に1回程度	5
5位	週に1回程度	3
6位	年に数回程度	3

11 図書館についてご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

- ・長期貸出本を喜んで見せていただいております。
- ・園児がよく利用しているようで感謝しています。
- ・図書館より1年間貸出ししてもらっています。とてもよろこんでいます。
- ・自動車図書館、長期貸出等、本に親しむ機会が多いのは大変良いことですし、スタッフの方々のご苦勞に感謝しています。幼児に絵本の楽しさをしっかり伝えていきたいと思ひます。
- ・図書館バス（自動車図書館）や長期貸出サービスは、当園のようななかなか新しい本が揃えられない園にとって感謝しています。まことにありがたい。
- ・絵本等、長期貸出して頂きありがとうございました。喜んで見せていただいております。
- ・図書館より1年間貸出ししてもらっています。とてもよろこんでいます。
- ・当園では、職員が図書館で紙芝居や行事他の絵本をそれぞれお借りしてきては、保育にあたり、大変助かっています。
- ・子どもたちもたくさん利用しているようです。私たちが紙芝居を利用しています。
- ・保育園の方に、自動車図書館が来て、子どもたちが大変喜んで見えています。
これからも良いものをたくさん見せてください。いつもありがとう。
- ・今後も保育所向けの絵本の貸し出しを希望します。

- ・自動車図書館の利用を子供達はたいへん喜んでいます。
- ・長期貸出を利用させていただき感謝しています。さまざまな催しやイベントが計画実施されており、素晴らしいと思います。遠いのでなかなか参加できませんが、勉強になるので是非参加させてもらいます。
- ・移動図書館に来て頂きたいです。運動会・発表会用のCD（新しいもの）を増やしていただきたいです。

7 園で人気のある絵本を教えてください。

(件)

14	はらぺこあおむし	1	ゆうれいとすいか	1	しぜんのに
14	虫の本・図鑑	1	ももたろう	1	じごくのそうべえ
12	そらまめくんシリーズ	1	め	1	サンドイッチサンドイッチ
9	11ぴきのねこのシリーズ	1	めいろだいすき	1	さがそうちがう虫
7	図鑑	1	むしむしでんしゃ	1	ごりらのパンやさん
7	ばばばあちゃんシリーズ	1	みんなうんち	1	五味太郎の本
6	ぐりとぐらシリーズ	1	ミッフィーシリーズ	1	こぶたちゃんのしっばい
6	おいしいのぼうけん	1	まゆのおおきなパンケーキ	1	このはねだあれ?
5	めっきらもっきらどおんどん	1	まゆとおに	1	こどもずかん
5	ミッケシリーズ	1	まあちゃんのながいかみ	1	こいぬと10ぴきのおばけ
5	ペネロペシリーズ	1	ぼちぼちいこか	1	げんきなマドレーヌ
5	バムとケロシリーズ	1	ぼくのぼうけん	1	くわずにようぼう
5	ノントン・シリーズ	1	ヘンゼルとグレーテル	1	くわがたのがたくん
5	おばけのてんぷら	1	へっこきよめ	1	くろくんとふしぎなともだち
5	アンパンマンシリーズ	1	ぶたやまさん	1	くれよんのくろくん
4	昔ばなしシリーズ	1	ぶためきくんシリーズ 他	1	ぐるんぱのようちえん
4	わにわにシリーズ	1	ひるねむし	1	くだもの
4	おおきなかぶ	1	ぴよ〜ん	1	くすのきだんちへおひっこし
4	海野和男のさがしてムシハカセ・シリーズ	1	ぴっけやまのおならくらべ	1	きんぎょがにげた
4	三びきのやぎのらがらどん	1	ピーマンマンシリーズ	1	きょうりゅうべべのぼうけん
4	どろぼうがっこう	1	番ねずみのヤカちゃん	1	からだの本シリーズ
3	乗り物の本・図鑑	1	ハムスターのハモ	1	カマキリくん
3	もったいないばあさん	1	はははのは	1	かぶとむしのぶんちゃん
3	へんしんシリーズ	1	おとうさんはウルトラマンシリーズ	1	かがくのとも
3	はじめてのおつかい	1	はなくそテレビ	1	お話チャイルドシリーズ
3	パオちゃんシリーズ	1	バスがきた	1	おんぶえほんドレミファおけいこ
3	ねずみくんシリーズ	1	はじめてのおるすばん	1	おやこペンギンジェイとドゥシリーズ
3	トリケラトプスの本	1	バグズライフ	1	おまふうまそうだな
3	ぞうくんのさんぽ	1	はい どうぞ	1	おふろのきらいなフーくん
3	からすのパンやさん	1	のねずみくんとたまご	1	おばけのどろんどろんちゃん
3	なぞなぞの本	1	ねむるねこざかな	1	おばけのコンサート
2	わんぱくだんシリーズ	1	ねぼすけスーザシリーズ	1	おばけの学校
2	わたしのワンピース	1	ねこざかな	1	おばけのおつかい
2	ももんちゃんシリーズ	1	ねこがいっぱい	1	おばけかぞくのいちにち 他
2	もこもこもこ	1	ねぎぼうずのあさたろう	1	おつきみうさぎ
2	バーバパパ	1	なぜなぜ絵本	1	おだんごぼん
2	きよだいなきよだいな	1	なぜなぜクイズえほん	1	おたまじゃくしの101ちゃん
2	かいじゅうたちのいるところ	1	なきむしえんはおおさわぎ	1	おいしいのぼうけん
2	14ぴきのねずみシリーズ	1	どろんこ	1	おさるのジョージシリーズ
2	こぐまちゃんシリーズ	1	どれにしようかな?~わたしのいちばん	1	おおかみと七ひきのこやぎ
2	さつまのおいも	1	ともだちや	1	おいしいものをとりにいこう!
2	まめうしくんシリーズ	1	ともだちはどこだ	1	エルマーの冒険シリーズ等
2	おとうさんはウルトラマンシリーズ	1	ともだちシリーズ	1	うんぴ・うんによ・うんち・うんご
1	動物の本	1	とべないホテルシリーズ	1	うしろにいるのだあれ
1	長新太シリーズ	1	とべコウタ	1	ウォーリーのシリーズ
1	大ぼうけんめいろ	1	どこどこセブン	1	いつもげんきにはははのは
1	小学館の図鑑	1	トーマスとおぼえることば	1	いっぽんばしにほんばし
1	五味さんの本	1	どうぶつサーカスはじまる	1	いいからいいからシリーズ
1	月刊絵本等	1	ドアをあけて	1	あらしのよるにシリーズ
1	恐竜の本	1	でんでらりゅうがでてきた	1	あいうえおうさま
1	観察の本	1	でんしゃでいこう	1	三びきのこぶた
1	ワンワンシリーズ	1	でこちゃん	1	10ぴきのかえるののどじまん
1	わたしはおにぎり	1	できるかな	1	まちがいきがし
1	ロボット・カミイ	1	デイビットシリーズ	1	ハートのほっぺ
1	るるるるる	1	ディズニーの本	1	かばのもっこりシリーズ
1	りんごごごご	1	だんごむしそらをとぶ	1	となりのせきのますだくん
1	よるのびょういん	1	しゅくだい	1	にゃーご
				1	ころころ絵本シリーズ

● 本と出会う場所 所在地

■ 図書館・配本施設

中央図書館	岩国市南岩国町四丁目52番1号	TEL31-0046
中央図書館麻里布分室	岩国市麻里布町七丁目1番2号	TEL22-5845
岩国図書館	岩国市岩国四丁目4番15号	TEL41-0880
由宇図書館	岩国市由宇町中央一丁目1番15号	TEL63-5117
玖珂図書館	岩国市玖珂町4961番地	TEL82-4444
周東図書館	岩国市周東町下久原1201番地1	TEL84-1765
錦図書館	岩国市錦町広瀬6487番地4	TEL72-2246
美和図書館	岩国市美和町渋前1751番地	TEL95-0005
本郷公民館（教育委員会事務局本郷支所）	岩国市本郷町本郷2103番地	TEL75-2056
美川コミュニケーション（教育委員会事務局美川支所）	岩国市美川町四馬神1057番地	TEL76-0211

● 文庫等

川下くすのき文庫（寿供用会館）	岩国市川下町一丁目1番28号	
灘さざなみ文庫（灘供用会館）	岩国市藤生町一丁目10番14号	
ひがし文庫（働く婦人の家）	岩国市昭和町一丁目12番16号	
玖珂こどもの館	岩国市玖珂町5330番地	TEL82-5446
こども館	岩国市桂町二丁目6番1号	TEL24-0888
文庫「そらいろのおうち」	岩国市尾津町二丁目44番22号（長光宅）	TEL31-0533
まつたけ文庫	岩国市美和町渋前1337番地（松田歯科医院）	TEL95-0118

△書店

ヴィレッジヴァンガード（ゆめタウン南岩国店）	岩国市南岩国町一丁目20番30号	TEL34-1011
大庭書店	岩国市周東町下久原1016番地	TEL84-0003
ことぶき堂書店	岩国市玖珂町5081番地	TEL82-3141
シネマ館玖珂店	岩国市玖珂町895番地2	TEL82-6060
都野書店（ゆめタウン南岩国店）	岩国市南岩国町一丁目20番30号	TEL32-6377
明屋書店南岩国店	岩国市南岩国町三丁目8番	TEL34-1155
フタバ図書ソフトピア岩国店	岩国市室の木町一丁目5番5号	TEL30-0300
文栄堂書店	岩国市元町四丁目13番20号	TEL21-2352

※子どもたちが、家庭・地域の中で本と出会うことができる場所です。
この他幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等で日常的に本と出会うことができます。

資料編3 子どもの読書をめぐる動き

	市 内	国・県
2000 (平成12年)		子ども読書年
2001 (平成13年)		「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布
2002 (平成14年)	文部科学省「子どもの読書活動推進モデル事業」(岩国市図書館) ~2003	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画策定 学校図書館図書整備5か年計画(2002~2006)
2003 (平成15年)	文部科学省「読書活動優秀実践図書館」表彰(岩国市中央図書館)	学校図書館法改正により12学級以上の学校への司書教諭配置の義務化
2004 (平成16年)	岩国市子どもの読書活動推進計画策定 文部科学省「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」(指定校:岩国小学校・岩国中学校) ~2005	山口県子ども読書活動推進計画策定
2005 (平成17年)		文字・活字文化振興法公布・施行
2006 (平成18年)	岩国地区8市町村合併 国民文化祭やまぐち全国こどもブックフェスタ(玖珂町) 文部科学省「読書活動優秀実践図書館」表彰(玖珂図書館)	教育基本法改正
2007 (平成19年)	岩国市教育基本計画策定	学校教育法等教育関連3法改正 新学校図書館図書整備5か年計画 文部科学省「子どもの読書サポーターズ会議」~2009
2008 (平成20年)	文部科学省「青少年のためのオナーサー・ビジット事業」(岩国市図書館)	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次計画)策定
2009 (平成21年)		山口県子ども読書活動推進計画(第二次)策定
2010 (平成22年)	岩国市子どもの読書活動推進計画(第二次)策定(予定)	国民読書年

資料編 4 子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成 13 年法律第 154 号】

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料編5 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

【平成20年3月11日閣議決定】

第1章 はじめに

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

子どもの読書活動を推進するため、これまでも様々な取組がなされてきた。例えば、平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値にかんがみ、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされた。平成12年1月には、国際的連携の下に子どものための図書館サービスを実施するため、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館した。

さらに、国全体として子どもの読書活動を推進していくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）として公布・施行された。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、法律第8条第1項の規定に基づき、平成14年8月、政府は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め（以下、「第一次基本計画」という。）、これを国会に報告した。

第一次基本計画期間中においては、平成17年に文字・活字文化振興法が成立したことを受けて、その後、文字・活字文化の振興に関する施策の推進も図られてきた。さらに、平成18年には約60年ぶりに教育基本法が改正され、これを受けて、平成19年には学校教育法等教育関連三法が改正されるなど、教育の基本理念にかかわる法律の改正が行われた。また、平成18年には、社会総がかりによる教育再生を目指し、教育の基本にさかのぼった改革を検討する「教育再生会議」が内閣に設置され、三つの提言及び最終報告がとりまとめられるなど、子どもの読書活動に関連する法整備等が進んだ。

他方、第一次基本計画期間中においては、例えば、学校における一斉読書活動の普及、公立図書館における貸出冊数の増加など、子どもの読書活動は進んだところである。しかし、依然として、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向にある点や、地方公共団体の取組状況に大きな差が見られる点などの課題

は解決されていない。さらに、平成16年と平成19年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力の向上が課題であることも明らかになった。

このような第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「本計画」という。）を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第2章 第一次基本計画期間における取組・成果と課題

1 第一次基本計画期間における取組・成果

第一次基本計画期間において、以下のような取組が進んだ。

平成18年度末までに、全都道府県において法律第9条第1項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下、「都道府県推進計画」という。）が定められた（注1）。

公立図書館と連携する学校が大幅に増加した（平成14年度：45.5パーセント、平成18年度：52.5パーセント）（注2）。

平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が必置となり、12学級以上のほとんどの学校で発令されている（注3）。また、学校においてボランティアとの連携・協力が進み、特に、小学校におけるボランティアとの連携が進んだ（平成14年度：35.2パーセント、平成18年度：69.6パーセント）（注4）。

学校図書館における図書数が一定程度増加する（平成14年度から平成17年度にかけて約1,550万冊増加）（注5）とともに、図書情報のデータベース（注6）化が進んだ（平成14年度：26.9パーセント、平成18年度：41.5パーセント）（注7）。

平成14年度から平成18年度にかけて、「子どもゆめ基金」（注8）により、子どもの読書活動を支援する1,685団体への助成が行われた。

第一次基本計画期間における成果としては、以下のようなものが挙げられる。

平成13年度、15年度に行われた教育課程実施状況調査及び平成19年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全く、または、ほとんどしない」（全国学力・学習状況調査においては「全くしない」）と答えた割合は、小学生・中学生いずれも減少傾向にある。特に、中学生の減少は著しく、平成13年度から19年度にかけて約17ポイントの減少となった。また、平成14年度、15年度、17年度に高校生を対象に行われた教育課程実施状況調査においても、若干の減少傾向が見られた。

公立図書館では、児童書の貸出冊数が増加する（平成13年度：約12,500万冊、平成16年度：約13,500万冊）とともに、児童の帯出者数も増加した（平成13年度：約2,160万人、平成16年度：約2,360万人）（注9）。児童室を有する図書館が増加した（平成14年：1,751館、平成17年：1,870館）（注10）。

全校一斉の読書活動を行う学校が増加した（平成14年度：74.3パーセント、平成18年度：84.2パーセント）（注11）。また、読み聞かせや「ブックトーク」（注12）を行う学校も増加した（平成16年度：46.8パーセント、平成18年度：52.2パーセント）（注13）。

2 第一次基本計画期間における課題

一方、第一次基本計画期間を経て、以下のような課題が見られた。

第一に、子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における差が生じている点である。例えば、平成15年度に行われた教育課程実施状況調査によると、平日において読書を「全く、または、ほとんどしない」と答えた割合は、小学生28.3パーセント、中学生47.9パーセント、高校生61.3パーセントと、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。

第二に、読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著な点である。例えば、平成18年度末までに、法律第9条第2項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」（以下、「市町村推進計画」という。）を策定している市町村は24パーセント、策定に向けた作業を進めている市町村は15パーセント、策定に向けた検討を進めている市町村は34パーセントである一方、いまだ策定に向けた検討に入っていない市町村が28パーセントを占める（注14）など、市町村推進計画の策定状況にばらつきが見られる。また、平成17年現在も、市（区）町村別の公立図書館設置率は、市（区）97.9パーセント、町53.9パーセント、村22.0パーセントと、小規模自治体になるにつれ、図書館の設置が遅れている状況が続いている（注15）。小学校一校当たりの図書購入費（年間）の平均額を都道府県別に比較すると、最低17.8万円から最高67.2万円（平成17年度）と約50万円の開きが見られ（注16）、地域間の差が歴然としている。

第三に、学校図書館資料（注17）の整備が不十分な点である。学校図書館資料については、第一次基本計画策定時から改善傾向にあるものの、平成17年度末における学校図書館図書標準（注18）の達成状況は、小学校で40.1パーセント、中学校で34.9パーセントにとどまっている（注19）。

第四に、子どもたちの読解力の低下である。平成16年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力が低下傾向にあることが示された。平成19年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになった。読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向にあることから、読解力の向上のため、新聞や科学雑誌なども含めた、幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されている。また、「読む力」は「書く力」や「考える力」にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取組ともあわせた活動の重要性も指摘されているところである。

3 第一次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第一次基本計画の策定からおおむね5年が経過する中で、関連法の整備をはじめ、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化した。そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として以下のようなものがある。

(1) 教育基本法・学校教育法の改正

平成18年12月、我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立するとともに、教育の理念を明確にするため、教育基本法が改正された。新しい教育基本法においては、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられている(第2条第1号)。さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとしている(第5条第2項)。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、学校・家庭・地域の連携協力(第13条)についての規定が盛り込まれた。

また、平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正された。同法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられている(第21条第5号)。

(2) 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」である(文字・活字文化振興法第1条)。このため、平成17年7月、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、文字・活字文化振興法が成立した。同法第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定している。また同法第11条は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日を「文字・活字文化の日」と定めている。

(3) 図書館法の改正に向けた動き

昭和25年に制定された図書館法は、公立及び私立図書館の「図書館奉仕」に関する事項や司書の資格等について定めている。この図書館法については、新しい教育基本法や「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(平成20年2月中央教育審議会答申)における提言等を踏まえ、図書館に、その運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、司書及び司書補の資格要件の見直し等を行う改正法案が、平成20年2月29日に閣議決定され、国会に上程された。

(4) 情報化社会の進展

テレビ、ビデオ・DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普